

お子さんの補聴器購入費用の一部を助成します

軽度・中等度の難聴で、身体障害者手帳の対象とならないお子さんの補聴器購入費用の一部助成を行います。

対象者 次に掲げる要件を全て満たす児童の保護者の方。
・二本松市内に住所を有していること。

・助成申請の時点で18歳未満であること。
・両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと(30デシベル未満であっても医師が装用の必要を認めれば対象になります)。
・補聴器の装用により、言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断した場合。
・保護者の属する世帯に市民税所得割額46万円以上の方がいないこと。

助成内容

・補聴器の購入費用(耐用年

数5年経過後の更新費用)の3分の2を助成。

・助成金の上限は片耳10万円。※すでに購入された補聴器は該当になりません。

※修理(イヤモールド交換含む)にかかる費用も該当になりません。

申請に必要なもの
申請書、医師意見書、補聴器の見積書

※補聴器購入前に申請する必要がある。

肢体不自由者来所相談会

補装具の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が開催されます。

開催日 6月23日(金)

受付時間 午後1時～3時

会場 福島県障がい者総合会

福祉センター(県庁北庁舎)

申込期限 6月16日(金)

申込方法 事前に電話等でお申し込みください。

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所地域振興課

しあわせ金婚夫婦 表彰該当者募集

福島県老人クラブ連合会では、結婚して50年を迎えられるご夫婦の金婚式を祝福するため、お申し込みいただいた全組を表彰し、賞状と記念品をお送りしています。

表彰該当者

昭和42年1月1日から12月31日までに結婚されたご夫婦。※前回までに自己申告漏れで金婚を迎えていたご夫婦も対象とします。

表彰式

市内の各地域(二本松・安達・岩代・東和)ごとに、9月の敬老の日前後の催しの席上において表彰します。

申し込み方法

老人クラブにご加入の方は所属老人クラブ会長に、未加入の方は二本松市あだたらクラブ事務局(二本松福祉センター内)にお申し込みください。
申込期限 6月30日(金)

◎問い合わせ:

二本松市あだたらクラブ事務局 ☎(23)4121

高齡福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

青い鳥郵便はがきをお配りしています

郵便局では、障がいのある方に対して、今年度の青い鳥郵便はがきをお配りしています。

対象者

・身体障がい者手帳1級または2級をお持ちの方。
・療育手帳「A」をお持ちの方。
受付期限 7月11日(火)
配布枚数

通常郵便はがき20枚

※お申し込み方法など詳しくは、最寄りの郵便局までお問い合わせください。

◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

あだたら春のイルミネーション《あだたら山ロープウェイ》



- ◆ **営業期間**
平成29年5月13日(土)～6月4日(日)まで ※雨天決行
- ◆ **営業時間**
19:00～21:00
(上り最終20:30/下り最終20:50)
- ◆ **料金**
ロープウェイ特別料金(往復)
大人(中学生以上) 1,200円
小人(4歳～小学生迄) 700円



二本松市奥岳温泉
あだたら高原リゾート

TEL 0243-24-2141
http://www.adatara-resort.com

絶景の露天風呂



(あだたら山奥岳の湯)

- **営業時間** 10時～17時(年中無休)(メンテナンスによる休業日あり)(イルミネーション期間中は、21時まで延長)
- **料金** 大人 600円 小人 400円

配食サービス

65歳以上の一人暮らし等の方を対象に、安否確認を兼ねて、栄養バランスのとれた食事(昼食のみ)を月曜日から金曜日までお届けします。1食400円で、糖尿病等で食事制限がある方にも対応しています。

菊人形招待事業

満70歳以上(年度中に70歳になられる方を含む)の方に、本人のみ利用できる菊人形無料招待券をハガキ形式で郵送します。

敬老会

年度内に75歳以上になる方を地区ごと敬老会にご招待します。婦人会等の地域の方々の協力により、楽しい一日をお過ごしいただけます。

生きがいデイサービス

健康の維持・増進、介護予防の観点から、介護保険の要介護・要支援状態に至らない65歳以上の方を対象に、自宅近辺から施設を専用バスで送り、入浴や給食、日常動作訓練等のサービスを行います。

利用料(1日当たり) ※施設によって異なります。
1,130円～1,195円

実施施設

- ▽二本松生きがいデイサービスセンター
- (二本松福祉センター内)
- ▽安達生きがいデイサービスセンター
- (安達保健福祉センター内)
- ▽岩代生きがいデイサービスセンター
- (八角はつらつセンター内)
- ▽東和生きがいデイサービスセンター
- (デイサービスセンター和・なごみ内)

介護用品給付

要介護と認定された65歳以上の方で、常時介護用品を必要とする方を介護している方へ、介護用品給付券(月額3千円)を給付。※介護保険適用施設入所者や入院中の方は除きます。

緊急通報システム

65歳以上の一人暮らし等の方に、緊急通報装置を給付。あらかじめ、緊急時に駆けつけてくれる協力員3人の登録が必要。前年度所得税額に応じて、自己負担をいただく場合があります。

高齢者のための福祉サービス

高齢者の支援や健康づくりのためにご利用ください。

◎問い合わせ…
高齢福祉課長寿福祉係 ☎(55)5114

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

60歳以上の方が、要介護または要支援にならないように実施する住宅改修に対し、改修に要した費用の4分の3以内(15万円を限度)の額を助成します。工事着工前に申請が必要です。
※生計中心者の所得が所得制限限度額を超える場合は、助成対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

ようたすカー(二本松地域)

65歳以上の方が、通院や買い物などに利用できない乗合型タクシーです。利用する際は、あらかじめ登録手続きが必要です。

ホームヘルプサービス

65歳以上の一人暮らし等の方に、必要に応じてホームヘルパーを派遣し、調理・洗濯・掃除等を週1回1時間程度お手伝いします。なお利用料は、所得に応じて変動があります。

介護者激励金

介護保険の認定において、要介護4または5と認定された65歳以上の方で、寝たきり、または認知症の状態にある方を、在宅で6カ月以上介護している方に、在宅期間に応じて月額5千円の激励金を給付。給付は3月に行います。

デマンドタクシー(安達・岩代・東和地域)

予約制の乗合型タクシーで、3地域にお住まいの方はどなたでも利用できます。利用登録が必要となりますので、詳しくは企画財政課企画調整係 ☎(55)5090にお問い合わせください。

温泉等利用健康増進事業

70歳以上(年度中に70歳になる方を含む)の方に、利用券を送付。市外に転出したときや死亡したとき、要介護1以上の認定を受けたときは、利用券を返還してください。
※要介護1以上の認定者で外出が可能な方は、お問い合わせください。利用券は、本人のみ利用できます。留意事項を守ってご利用ください。

child care

子育て支援

児童手当の

手続きについて

児童手当は、出生や転入などにより新たに受給資格が生じた場合、市（公務員の方は勤務先）への「認定請求書」の提出が必要です。

また市内での転居時には「住所等変更届」、他市町村へ転出の場合は「消滅届」の提出が必要です。

支給月額

3歳の誕生日まで	15,000円
3歳の誕生日の翌月から小学校修了まで	10,000円 ※第3子以降は15,000円
小学校修了後から中学校修了まで	10,000円
※所得制限者	年齢にかかわらず一律5,000円

※児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から

ら、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

現況届の提出のお願い

現在受給されている方は、年に一度、現況届の提出が必要となります。

対象者には届出用紙を6月中旬に送付しますので、必要事項を記入の上、必要書類を添付し提出してください。

◎問い合わせ：

子育て支援課子ども家庭係
☎(55)5094

または各支所地域振興課

ご存じですか？

ファミリーサポートセンター

「急な残業で保育所や学童クラブに迎えに行けない」「家族が病気になるってしまい、育児ができない」「仕事を探して行きたいけど、子連れでは…」など、ちよつと子どもを預かってほしいというときに利用できるのがファミリーサポートセンターです。

この制度は、子どもの育児援助を受けた方(依頼会員)

と援助を行いたい方(提供会員)が助け合う事業です。

二本松市においては「NPO法人子育て支援グループ」が、ファミリーサポートセンターを市民交流センターで開設・運営しています。

提供会員の声

関わっているお子さんの成長が、今では家族交流しています。

依頼会員の声

残業の日や出張の日でも子どもを預かってくれるので、安心して仕事ができます。

ファミリーサポート養成講習会

ファミリーサポートセンターの提供会員(有償)として活動するために、必要な基礎知識や心構えを身につけるための講習会を開催します。

開催日(全7回)	時間
6/20(火)	9:30~正午
6/22(木)	10:00~15:30
6/23(金)	10:00~16:00
6/24(土)	10:00~15:30
6/27(火)	10:00~16:00
6/29(木)	10:00~15:30
6/30(金)	10:00~15:30

会場 岳下住民センター
内容 『子どもを取り巻く役割』など全12課程

受講料 2,000円

※テキスト代含む

申込期限 6月13日(火)

◎問い合わせ・申し込み：

ファミリーサポートセンター
☎(23)4740



お子さんの成長に不安がある保護者の方の情報交換会を開催します

障がいがある、または発達や進路について不安のある児童・生徒の保護者の方々による情報交換会を開催します。

日時 6月16日(金)

- ・昼の部 午前10時～
- ・夜の部 午後7時～

※どちらも2時間程度の予定。事前申し込みが必要。

会場

市役所3階301会議室

◎問い合わせ・申し込み：

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113

やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

丸又葬儀社

本社 店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

フリーダイヤル 0120-03-5598

◎問い合わせ…

子育て支援課子ども家庭係
☎(55)5094

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母の生活の安定を図るため、看護師、准看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成機関で修業する場合に、一定期間の生活の安定を図るための費用を給付します。

高等学校卒業程度認定試験 (高卒認定試験)合格支援給付金

ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受講し、講座を修了したときおよび試験に合格したときに、受講費用の一部を給付します。

就職に関する相談会

福島県母子家庭等就業・自立支援センターでは、県内にお住まいの仕事を探すひとり親家庭の方々を対象に、毎月1回、就職に関する相談会を行っています。

相談無料ですのでお気軽にお問い合わせください。

相談日 6月20日(火)

※7月以降もあります。

場 所 福島県総合社会福祉センター(福島市渡利七社宮111)

◎問い合わせ…

福島県母子等就業・自立支援センター☎024(521)5699

負担の軽減

寡婦(夫)控除みなし適用

未婚のひとり親世帯で保育所等を利用するときは、寡婦(夫)控除が該当しないことで保育料が高くなる場合があります。

このような状況を改善するため、未婚のひとり親世帯で保育所等を利用するときに、仮に寡婦(夫)控除を該当させて保育料を計算する「寡婦(夫)控除のみなし適用」を実施します。

就労への支援

※就労への支援は、所得制限あり。

※受講前に事前相談が必要。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が就職に有利になるよう、介護職員初任者研修や医療事務等厚生労働大臣の指定する「指定教育訓練講座」(詳しくは、ハローワークの「教育訓練給付制度」のホームページをご覧ください。)を受講し・修了した場合に、受講費用の一部を助成します。



経済的支援

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。

受給資格 次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童(心身障がい児は20歳未満)を育てている父母または養育者(所得制限があります)。

- ・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童。
- ・父または母が死亡した児童。
- ・心身に重い障がいのある父または母をもつ児童 など。

※公的年金の受給など、状況により手当が減額になる場合や手当を受けられない場合があります。

※手当を受けるには申請が必要。

手当額

- ・月 額 42,290円
- ・第2子加算 9,990円
- ・第3子加算 5,990円

※本人や同居家族の所得によって、手当の減額や手当が支給されない場合あり。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的な自立や児童の修学などに必要な資金を借りることができます。福島県の母子・父子自立支援員が資金の借り入れや償還の相談に応じます。貸し付けの種類には、修学資金、生活資金、就学支度資金など12種類があります。

保健

毎年6月は「食育月間」
毎月19日は「食育の日」

『食育』とは

生きる上での基本であって、さまざまな経験を通して『食』に対する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

食育月間は、国が「食育基本法」により平成17年から定めたもので、食育の日は、「食(しょく)」から「しよ↓初↓1、く↓9」に繋がることや、「育(いく)」から「19」になることから、毎月19日を「食育の日」としています。

『家族そろって食事を』

『楽しみましょう！』

このスローガンは、共食の大切さを伝えるため、二本松市のテーマにしています。
一番身近な家族の中で、楽しく食卓を囲むことから始めてみましょう。

おなかの赤ちゃんやお母さんの体調はいかがですか？
～両親学級のご案内～

安心して出産・育児ができるよう教室を開催します。お気軽にご参加ください。

日時 6月18日(日)

午前9時～

受け付けとマタニティ体験

午前9時30分～正午

・マタニティヨガ

・妊娠中の肩こりや腰痛の解決法

・お産に役立つ動きやリラックスマッサージ

講師 運動指導士

対象者 市内在住の妊婦さん

とそのパートナーの方

会場 安達保健福祉センター

託児 無料

※事前に申し込みが必要です。

※託児を希望される方は、オムツや着替え、ミルクなどを持参してください。

持ち物 母子健康手帳

申込期限 6月15日(木)

※申込方法など詳しくは左記までご連絡ください。

◎問い合わせ・申し込み：
健康増進課保健係

☎(55)5110

第10回歯つぴーかむかむ健康フェア2017

くじ引きで景品が当たるほか、来場者には歯ブラシのプレゼントもあります。

日時 6月4日(日)

午前9時30分～午後2時

場所 安達保健福祉センター

入場料 無料

内容

『歯科医師コーナー』『お口の中を見てみようコーナー』『歯科衛生士コーナー』『フッ素コーナー』『歯科技工士コーナー』などがあり、お口の健康相談や正しい歯ブラシの選び方、入れ歯ができるまでなどが学べます。

お口の健康講話

時間 午前11時～正午

講師 奥羽大学歯学部口腔外科学講座 准教授 金 秀樹 氏

演題

これだけは知っておきたいお口の中の病気あれこれ

～口内炎から

口腔がんまで～

◎問い合わせ：
ほんだ歯科クリニック

☎(22)88662

福島市夜間急病診療所小児科の診療時間が1時間短縮となります

小児科医師不足等により、小児科の診療終了時間が変更となります。

小児救急診療体制継続のため、ご理解ください。

診療時間(小児科)

(変更前)

午後7時～11時

(変更後)

午後7時～10時

※全体の診療時間は午後7時から翌朝8時までで変更ありません。

変更時期

7月1日(土)から

※診療所は急な夜間の発病に一時的に対応する施設です。

早めの対応を心掛け、なるべくかかりつけ医の診療時間内に受診するようにしてください。

※診療所は福島市保健福祉センター内(福島市森合町10番1号)にあります。

◎問い合わせ：
福島市健康増進課地域医療対策室

☎024(572)3152

夜間や休日に子どもが急病でお困りのときは

『福島県こども救急電話相談』

をご利用ください。看護師や医師などが、家庭での対処法についてアドバイスしてくれます。

短縮ダイヤル

#8000

※ダイヤル回線の方は、024(521)3790

受付時間(毎日)

午後5時～翌朝8時

※相談は無料。通話料のみの負担になります。

※明らかに緊急を要する場合は、救急車(119番)を呼んでください。

◎問い合わせ：
福島県保健福祉部健康衛生領域医療看護グループ

☎024(572)3152



環境衛生

環境月間と環境の日

6月は

環境月間です

「環境基本法」で6月5日は「環境の日」と定められており、6月の1カ月間が「環境月間」となっています。私たちの暮らしと環境について考えてみましょう。

「環境の日」は、事業者や国民の間に広く環境の保全について関心を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めようというものです。期間中は市民が一体となって、河川のクリーンアップ事業や道路沿線の除草活動などを実施します。

不法投棄は犯罪です

市は、環境衛生監視員を委嘱し、不法投棄防止に向けた監視活動を行っています。まずは市民である私たち一人一人が「不法投棄は犯罪」であり、「不法投棄をしない、さ

せない。」という認識を持つことが大切です。

不法投棄を「しそうだ。している。していた。」といった状況を目撃・発見した場合は、速やかに市役所または警察署へ通報してください。

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人等にあつては3億円以下）の罰金となります。

野焼きはやめましょう

家庭ごみや草木等を野焼きすることによる煙の苦情が、各地から寄せられています。ごみを焼却することにより、猛毒のダイオキシン等の発生にもつながりますので、焼却せずに、指定のごみ袋に入れて処分してください。

野焼きは法律で禁止され、罰則規定があります。農業や林業を営むためにやむを得ない焼却は例外的に認められています。この場合も周辺に影響の出ないよう行う必要があります。十分にご注意ください。

第2回狂犬病予防集注注射

注射をしていない犬を対象に追加接種を行います。4月に受けていない方は、忘れずに受けさせてください。

実施日 6月11日(日)

実施場所	時間
二本松・安達地域	
市役所(正面)	9:00~9:50
安達支所前	10:30~11:30
岩代・東和地域	
岩代公民館	8:30~9:00
新殿住民センター	9:20~9:35
旭住民センター	9:55~10:05
東和支所裏	10:35~11:20

注射料金 3,200円

※未登録犬の場合は、新規登録料として別途3,000円が必要となります。
※会場には犬を制止できる人が連れてきてください。

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
または各支所地域振興課

飼い犬のしつけ方教室

「犬を飼いたい」「飼い始めたがしつけ方がわからない」という方は、ぜひ受講してください。

■学科研修
日時 6月29日(木)

午前9時~正午
定員 30人程度
※飼い主だけの受講です。
場所 二本松文化センター
研修室

受講料 無料



■実技研修

日時 7月6日(木)
午前9時~午後4時
定員 30人程度
※学科研修を受講した方が対象です。

場所 二本松文化センター
体育館

受講料 無料

◎問い合わせ・申し込み:
福島県動物愛護センター
☎024(953)6400

SEKISUI HOUSE

商業施設にぎわう安達に大型分譲地誕生!!

コモンスタージ安達

先着順申込受付中!!

詳しい資料請求・お問合せは
☎0120-23-3468または
ホームページ コモンスタージ安達 検索 から!!

SLOW & SMART

■コモンスタージ安達全体概要 ●開発許可番号/二本松市指令都計24号 ●農地転用許可番号/福島県指令農支第383号 ●開発総面積/22,756.60㎡ ●総区画数/65区画 ●安達グランド南地区地区計画有 ●道路幅員9m・6m アスファルト舗装 ●設備/電気:東北電力、ガス:プロパンガス、上水道:公営、下水道:公共下水、雨水:側溝 ●建築条件付宅地分譲

一区画 815万円~

(一社)不動産協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟
宅建業免許:国土交通大臣免許(14)第540号 建設業免許:国土交通大臣許可(特・般-27)第5295号
積水ハウス株式会社 福島支店 〒960-8073 福島市南中央4-21-2
TEL 024-536-3333 受付時間/9:00~18:00(火・水曜・祝日定休)